

平成31年度の入園児募集について

認定こども園・問寒別へき地保育所では、平成31年度の入園児を平成31年2月1日から2月28日までの期間で募集します。

幌延町認定こども園

○幼稚園機能（3～5歳児）定員15名

- ・保護者の就労に関わらず、3歳以上（平成31年4月1日現在）のお子さんで、幼児教育を希望する方が対象です。
- ・教育標準時間…9時00分～13時00分（8時30分から登園時間、給食後に降園）

○保育園機能（0～5歳児）定員70名

- ・「保育を必要とする事由」に該当する家庭のおさんが対象です（2号・3号認定）。
 - (1) 就労
 - (2) 妊娠・出産
 - (3) 保護者の疾病、障がい
 - (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護
（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）
 - (5) 災害復旧
 - (6) 求職活動（起業準備を含む）
 - (7) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む。）
 - (8) 虐待やDVのおそれがあること。
 - (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
 - (10) その他、上記に類する状態として幌延町が認める場合
- ※(1)～(10)の事由の中で従事する時間により、保育の必要量を審査し、保育標準時間認定（最大11時間利用可能）・保育短時間認定（最大8時間利用可能）を決定します。
- ・保育時間…
 - (1) 保育標準時間認定 **7時30分～18時30分**（保護者の就労により、最大11時間利用可能）
 - (2) 保育短時間認定 **8時15分～16時15分**（保護者の就労により、最大8時間利用可能）

☆休園日

- ・土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始

●認定こども園 入園までの流れ

1. 支給認定申請書兼現況届出書に就労等の証明書類を添えて、こども園に提出してください。

様式はこども園に来園して入手いただくか、幌延町ホームページからPDF（支給認定申請書兼現況届出書）を印刷してご使用ください。

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園（施設型給付施設）を利用する際、町へ「保育の必要性」の認定申請を行い、「支給認定証」の交付を受けることとなります。

- ・1号認定…満3歳以上の小学校入学前子どもで保育を必要としないもの
- ・2号認定…満3歳以上の小学校入学前子どもで保育を必要とするもの
- ・3号認定…満3歳未満の小学校入学前子どもで保育を必要とするもの